

福島県相双地域保健医療福祉協議会設置要綱

（設 置）

第1条 相双地域における保健・医療・福祉の各関係機関・団体の連携強化と保健医療福祉施策の推進を図るため、「相双地域保健医療福祉協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会において協議する事項は、次のとおりとする。

- 一 相双地域保健医療福祉推進計画等の推進、進行管理、見直し等に関すること
- 二 保健・医療・福祉の連携及び推進に関すること
- 三 その他地域における保健・医療・福祉に関すること

（組 織）

第3条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 協議会の委員は、相双保健福祉事務所管内の次の各号に掲げる関係者のうちから、相双保健福祉事務所長が依頼する。

- 一 保健・医療・福祉分野の各関係機関・団体を代表する者
- 二 市町村長又はそれらを代表する者
- 三 県の関係行政機関の長
- 四 その他協議会の運営に関し、特に必要と認められる機関・団体を代表する者

（任 期）

第4条 委員の任期は依頼のあった日の属する年度から翌年度までの2か年度とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に、会長1人、副会長2人を置く。

- 2 会長は委員の互選により選出するものとし、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、協議会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了等に伴い新たに組織された協議会の最初が開催される会議は、相双保健福祉事務所長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶 務)

第7条 協議会の庶務は、相双保健福祉事務所総務企画部において処理する。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月30日から施行する。